

## 評価制度に関するQ&A

※ 同内容の質問は、集約しています。

### 1. 評価制度全般

No.	小分類	内容	回答
1	負担軽減	国に対しても同様の報告をしており、重点対策についても省エネ法でいうエネルギー管理標準と同じような内容である。国へ報告しているのに、あえて大阪府へ書式の違うだけのものを提出する必要があるのか。作業ばかり増えてるので、報告方法などの簡素化をお願いしたい。	省エネ法はエネルギーの消費抑制を目的としているのに対し、本条例は温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制を促進することを目的としており、記載いただく内容も異なります。 大阪府としては、事業者の負担軽減の観点から省エネ法や温対法との整合性確保に配慮する他、条例の対策計画書や実績報告書の様式についても省エネ法と近いものにしておりますので、ご理解をお願いします。 また、評価制度の導入にあたりましては、証拠書類を求めない等、事業者の負担軽減に配慮しておりますので、併せてご理解いただきますようお願いいたします。
2		高評価であっても、公表や表彰のみであるのか。例えば、次年度の報告の簡略化等の優遇があっても良いのではないのか。	公表、表彰を受けることにより、CSRに熱心に取り組む企業として、知名度やイメージの向上が期待できます。また、制度上、対策計画書や実績報告書の簡略化は困難ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
3	省エネ法、温対法との関連	「重点対策」と事業所で用意する「管理標準」とどう違うのか。	府が定める重点対策は、自動車に係る対策やヒートアイランド対策の実施等、管理標準に無い項目があります。
4		公表、表彰に関して「おおさかストップ温暖化賞」は、評価制度による表彰等が制定された後も継続して存在するのか。	「おおさかストップ温暖化賞」は、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づき、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化等で、特に優れた取組をしたものに対し、顕彰を行うものです。評価結果が優良な特定事業者についても「おおさかストップ温暖化賞」の中で表彰する予定ですので、継続します。
5	評価が高い事業者	公表、表彰による知名度の向上以外のメリットはあるのか。	公表、表彰を受けることにより、CSRに熱心に取り組む事業者という知名度やイメージの向上はもとより、重点対策を確実に実施すれば、省エネ・省CO2による電気代やガス代のコスト削減が期待できます。
6		公表する内容はどのようなものか。	事業者の名称、所在地、代表者氏名、評価の結果を府のホームページ等で公表する予定です。
7	評価が低い事業者	B、Cに評価された工場、企業の受けるデメリットはどのようなものか。	評価が低い事業者については指導対象となり、立入調査等により温室効果ガス削減や対策等について指導します。
8		データを集めてAAA～Cの評価を出すのであれば、全ての会社名と評価の結果を公表するようにしたい。	不利益になることを考慮し、評価が優良な事業者のみを公表することとしています。
9	計画期間	当社は対策計画書を今年度(H27年度)は提出したので、本制度はH30年度から適用になり、実際に評価されるのはH32年度終了後となり、5年以上経過して初めて評価されるということになるが、そのような長期スパンでよいのか。	まずは現在の対策計画書に基づき、温室効果ガス削減に取り組んでいただきますよう、お願いします。
10	評価制度の導入	すでに約9年間、計画書に基づき削減を重ねてきて大きな効果を出している。ここに来て評価制度で削減率を大きく設定出来る事業者の評価を上げる意味が分からない。約10年も削減して、さらに6%削減出来る方がおかしい。	温室効果ガス排出量の削減はすでに実施いただいているところですが、2015年12月にCOP21で合意されたパリ協定では、今世紀末に温室効果ガス排出量をゼロにする目標が掲げられており、全世界で取り組むべき課題となっております。さらなる温室効果ガスの削減のため、評価制度を導入することとなりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

No.	小分類	内容	回答
11	評価制度の導入	今回の制度導入は「更なる取組みの促進を目的」とあるが、より具体的に明記すべきではないのか。事業者からすれば具体的なインセンティブもなく、何のために行うのか判り難い。	温室効果ガス排出量の削減はすでに実施いただいているところですが、2015年12月にCOP21で合意されたパリ協定では、今世紀末に温室効果ガス排出量をゼロにする目標が掲げられており、全世界で取り組むべき課題となっています。さらなる温室効果ガスの削減のため、評価制度を導入することとなりました。また、高い評価で公表、表彰を受けることにより、環境問題に熱心に取り組む企業として知名度やイメージの向上が期待できます。
12		当社の計画はH27～H29年度であり、実績評価はH33年となる。重点対策内容が陳腐化することが予想される。重点対策項目は適宜改訂されるのか。	重点対策は、温室効果ガス削減に有効な対策ですが、必要に応じて、重点対策の見直しや追加等を検討します。
13		評価制度を実施するにあたってのメリットはあるのか。	高い評価で公表、表彰を受けることにより、CSRに熱心に取り組む企業として知名度やイメージの向上はもとより、重点対策を確実に実施すれば、省エネ・省CO2による電気代やガス代のコスト削減が期待できます。
14		評価制度の導入によって「高評価の場合は表彰し、府民に公表する」という給が追加されたが、府内を主たる市場としておらず、BtoCでもない当社では魅力がない。また、評価が低くても鞭たる罰則もない。従って、これらの制度に取り組む必然性や優先度が他の収益に結びつくものよりも低くなり、予算や人員を確保しづらい。もっと、有効な給や鞭はないのか。もしくは似たような参考事例はないのか。	大阪府内の事業所での取組みが高い評価で公表、表彰を受けることにより、環境問題に熱心に取り組む企業として知名度やイメージの向上が期待できます。また、評価が低い事業者については指導対象となり、立入調査等により温室効果ガス削減や対策等について重点的に指導します。
15		H27～H29の事業者はH30年度の計画書からという説明であったが、H30年度の報告書については評価制度の対象になるのか。	平成30年度に提出する実績報告書は、平成29年度の実績値を記載するものです(計画期間は平成27～29年度)ので、評価制度の対象となりません。
16		いつから開始するのか。H28年に報告する際に計画を出すのか。いつ、誰が、なぜ、どのようにかがわかりにくい。罰則がなければ全く報告なくてもよいということか。	平成28年度に対策計画書を提出する事業者が対象となります。従来の計画書制度に評価制度が追加されますので、届出者や提出期限が変わるものではありません。対策計画書・実績報告書の届出は条例で義務づけられており、届出がない場合、届出をするよう勧告を行なった上で、勧告に従わない場合は氏名公表を行ないます。
17		すでに対策計画書を提出した内容が削減した場合も含めて過去の実績は考慮される事はないのか。	重点対策の中には、計画期間外の実績を評価する項目を入れております(No.40)。
18		評価制度導入は全国で実施しているものか。もしくは大阪独自の実施しているものか。	京都府や京都市など評価制度を既に実施している自治体があります。大阪府の評価制度は、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」により、大阪府内に事業所がある事業者に適用されるものです。

## 2. 評価基準

No.	小分類	内容	回答
19	特定事業者	1500kLを切る予定の場合、評価制度の対象になるのか。	対策計画書届出の前年度のエネルギー使用量が1,500kL/年以上であれば評価制度の対象となります。対策計画書は3年間の計画ですので、計画期間中にエネルギー使用量が1,500kL未満となる場合でも、計画期間終了まで実績報告書を提出することになりますので、評価制度の対象となります。
20		対象を特定事業以外にも拡大する予定はあるのか。	現在のところ、対象を特定事業者以外に拡大する予定はありません。
21	評価基準の考え方	重点対策No2「機器管理台帳の整備」は、非該当という回答が認められない項目であり、未実施の場合に即最低評価(C評価)を付けられる重要項目となっている。とすれば、事業者が府下に複数の事業所を有しているが、小規模事業所で、機器と呼べるものがほとんど無い事業所についても機器管理台帳の整備は必要なのか。	小規模事業所を含む全ての事業所の機器を網羅する必要はありません。下記のとおり対象となる事業所を選択してください。 ・エネルギー使用量1,500kL/年以上の事業所がある場合:1,500kL以上の事業所全て ・エネルギー使用量1,500kL/年以上の事業所がない場合:任意の1事業所 上記で選択した事業所において、主要な設備(エネルギー消費量の概ね8割以上)の機器管理台帳が整備されない場合、最低評価となります。
22		第2段の評価基準(削減率)で、総量もしくは原単位とあるが、「どの場合総量とする」等といったふうに具体的に示すべき。	温室効果ガスの削減率は、全ての事業者が排出量ベース、原単位ベースのどちらかを選択することができます。詳しくは温暖化対策指針をご参照ください。
23		評価基準の中で、削減率に3年間で3%や6%とあるが、対策計画書では目標年度の単年で削減目標を立てていると思う。評価制度は、3年間の合計で評価するということか。対策計画書と評価制度を合わせてもらえると助かる。(評価最終年度で3%だったとしても、前年、前々年が2%だとすると、合計では3%未満として評価されるということか。)	従来の対策計画書におきましても、3年後の削減率を目標としていますので、今回導入する評価制度とも整合します。3年目の実績報告書に基づいて評価しますので、1・2年目の内容は評価しません。
24		一定規模以上の自動車を使用する事業者として特定事業者指定されており、エネルギー使用量は1,500kL未満ですが、重点対策を実施しなければC評価になるということか。	特定事業者(原油換算1,500kL/年以上、自動車を100台以上等)であれば、エネルギー使用量が1,500kL/年未満であっても評価の対象となります。よって、重点対策No.1～4のうち1つでも「実施予定なし」を選択した場合、もしくは重点対策実施率が60%未満であればC評価となります。
25		重点対策41項目設定して、○×で評価するようであるが、事業者の特性により重点対策の項目に入っている設備を持っていたとしても、その設備のエネルギー使用量が全体に対しての割合としてごくわずかであるため、管理の対象にしても効果がない(意味がない)ものまで○×評価することは不合理だと思う。	重点対策には運用改善と投資を要する項目がありますが、温室効果ガス削減に有効で基本的な対策となりますので、ご理解いただきますようお願いします。
26		重点対策の実施率の計算前提が不明確のため、詳細説明を望む。既実施、計画中等の定義が不明確ではないのか。	重点対策の実施率の計算の前提となる、重点対策の「非該当」「実施済み/実施予定」等の考え方は、対策ハンドブックに記載しています。
27		重点実施率が90%以上のAAの評価であっても3年間の削減率3%未満であった場合はA評価になるのか。	A評価となります。
28	節電に取り組んで10%の削減を達成しても重点1～4が欠けていれば、C評価になるのはおかしいのではないのか。	重点対策は、温室効果ガス削減に有効で基本的な対策(主に運用対策)であり、その中でもNo.1～4の対策は、省エネ・省CO2を実施する上でも事業者に必ず実施していただきたい項目ですので、ご理解いただきますようお願いします。	
29	太陽光発電や先進設備の導入を実施した場合、重点対策実施率の分子にのみ+1すべき。「未実施」でも「非該当」を選択すれば、導入者と差がつかない。	「未実施」は取組む余地があるにも関わらず実施していない場合を指し、「該当なし」は取組む余地が無く、実施そのものが不可能な場合を指します。実施する余地がある場合、「非該当」と選択せず、「実施済み/実施予定」を選択することになりますので、実施率に差がつかず。	

No.	小分類	内容	回答
30	評価基準の考え方	重点対策No.30「高効率な照明設備の導入」について、全事業所の照明を全てLEDに変更済みだとしたら、評価の該当数(分母)から外していいのか。	すでにLEDに変更済みの場合、「該当」に含み、「実施済み」となります。よって重点対策実施率の算定では、当該対策は、分母(該当数)と分子(実施数)のどちらにも含まれません。
31		対策計画書に記載する重点対策の対象期間はいつになるのか。 実施済みの施策は過去3年間だけなのか。 実施予定は向こう3年間だけで、例えば4年先に予定している項目は入れることはできないのか。	対策計画書における「実施済み／実施予定」は、すでに実施済みである対策と、計画期間中に実施予定の対策がある場合、選択してください。 4年先に実施する対策であれば計画期間外に実施する対策ですので「実施予定なし」を選択してください。
32		重点対策の実施率の計算方法が、重点対策の該当数にどう判断されるのか。(エコカーの導入等、投資となるものも多く、これも分母になるのか。)	重点対策の実施率の計算は、41の重点対策のうち、取組む余地がない対策を引いた数字が分母になります。また、重点対策の中には投資を含む対策がありますが、温室効果ガスの削減に有効な対策ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
33		重点対策について、業態に沿ったのジャンル別に評価基準を設けて欲しい。	重点対策は、温室効果ガス削減に有効な基本的な対策(主に運用対策)を網羅しておりますので、業態別の評価基準を設けることは考えていません。
34		重点対策の実施率の重点対策の該当数に関して、物理的、法的制約のみで、経済的理由は、例外にならないとの説明だと、事業者の財政状況によっては対応できない側面がある。 経営が厳しいところもあることを考慮しないのか。	温室効果ガス削減に有効な設備導入等について、国等が実施する補助金・融資・税制面の紹介等を行なってまいりますので、適宜ご相談していただきますようお願いいたします。
35		重点対策の該当数を決める基準は、無理と思われる項目を無くすと実施数とほぼ同じになり100%に近い実施率になるのではないのか。	設備を所有していない、物理的に設置できない等の理由により、取組む余地がない対策を非該当とします。詳しくはハンドブックを参照してください。
36		重点対策の中では、基本的に実施すべきことと自主的に実施していったほうがよいものが混在している。これを一律に100%かそれ以外でのみ分類し、同じポイントで評価するのは妥当な方法には思えない。	重点対策には運用改善と設備の更新等投資を要する項目がありますが、重点対策は温室効果ガス削減に有効で基本的な対策となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
37		全くやっていない事業所と90%実施している事業所が同じ扱いになることも問題である。各項目の評価判断並びに回答方法について再考いただきたい。	No.2～29の対策は運用改善の対策となりますので、事業所内に該当する設備等が複数あれば、すべて実施いただきますようお願いいたします。
38	重点対策の重み付け	事業者によって、個々の重点対策項目の効果に違いがあり(省エネ効果が大きく異なる)同一評価に違和感がある。重み付けがあっても良いと思う。	重点対策は、温室効果ガス削減に有効で基本的な対策であり、事業者の業種・業態により、削減効果は様々であると考えことから、優先順位や重み付けすることは考えておりません。

### 3. 重点対策

No.	小分類	内容	回答
39	重点対策の考え方(全般)	重点対策No.7. 11のボイラーは経産省の告示や大防法対象の設備が対象とのことだが、No.15「空調機の外気導入量の適正管理」のCO2濃度も空気環境測定が義務付けられている建物が対象という理解でいいのか。また、上記の項目やNo.19、20のようにすきりされている項目は、全41項目中での項目になるのか。	対策ハンドブックで、規模要件が記載されている場合、要件に該当する施設が対象となります。No.15の規模要件としては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める施設が該当します。また、規模要件を定めていない重点対策は全ての設備が対象となります。
40		重点対策No.32「高効率機器の導入」は少なくともひとつの機器が導入されている事としているが、事業所毎か、会社全体か。	任意の事業所で、高効率機器を導入、又は導入を予定されている場合に該当します。
41		蓄電池、省エネ機器、コージェネ等の導入等に対する評価がない、または少ない。 ※ピークカット・平準化に当たり重要な位置付けがされており、評価点数を大きくするべきでは。	重点対策は温室効果ガス削減に有効で基本的な対策を中心としておりますので、まずこれらの対策から取り組んでいただきますようお願いいたします。また、事業者の業種・業態により、削減効果は様々であることから、重み付けすることは考えておりません。
42		重点対策の趣旨が施設や設備特性に合わせて基準を定めて運用してくださいという理解でいいのか。また、必ず遵守しなければならない数値(空気比1.2～1.3等)は、どの項目になるのか。	対策ハンドブックで、判断基準を示している対策については、その数値に近づける必要があります。ただし、メーカー等と相談して実施するようにしてください。またNo.9「ボイラーの圧力・温度の管理」等のように、使用側で要求される数値が事業所により違う場合も考えられますので、その場合は事業者で適切な管理値を設定してください。
43		チェック項目が3つある場合、全てクリアしないと評価が○にならないのか。	3つ該当しないと「実施済み／実施予定」となりません。ただし、No.14「空調機の室内温度の適正管理」のように、所有している空調機によっては該当しないチェック項目がありますので、その場合はチェック項目が3つから2つに減る場合があります。
44		「確認すべき事項」という表現では、判定基準と理解される。例示であるならば、その旨を明記すべき。	対策ハンドブックでは、判断基準と例示を記載しています。
45		実施の判断基準が全体の何%となっている項目は、台数なのか。出力の大きいものから更新している場合は不利になるのでは。	台数となります。出力の大きい機器からの対策は、省エネ・省CO2効果が高く、電気代やガス代のコスト削減につながります。
46	府内に複数の事業所がある。項目の評価方法は、事業所ごとにすべて行う必要があるのか。	複数事業所がある場合、対象となる事業所は以下のとおりです。詳しくは対策ハンドブック(※)を参照してください。 ①重点対策1と40:事業者全体で実施する対策 ②重点対策2～29: (i)エネルギー使用量1,500kL/年以上の事業所がある場合:1,500kL以上の事業所全て (ii)エネルギー使用量1,500kL/年以上の事業所がない場合:任意の1事業所以上 ③重点対策30～39、41:任意の1事業所(②の事業所とは別でも可)  ※ <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21606/00000000/taisaku.pdf">http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21606/00000000/taisaku.pdf</a>	
追加①	複数ある事業所の取り扱い	重点対策のNo. 19、30～31:事務所・現場・屋外設置照明器具はすべての事業所が対象になるのか。	(Q&A No.46再掲)

No.	小分類	内容	回答
47	該当/非該当の考え方	重点対策No.2「機器管理台帳の整備」で約8割以上をカバーと記載されているが、この台帳に記載されていないエネルギー消費量の小さな設備はNo.5以降の重点対策の評価の対象外なのか。	No.5以降の機器の運用対策については、No.2の機器管理台帳でカバーされていない施設であっても、各対策の規模要件を満たす場合、対象となります。
48		重点対策No.7～No.9のボイラーの項目は、小規模事業所を除く事業所が有するどんな小さなボイラーであっても対象となるのか。	「経済産業省告示第四号 別表第1(A)基準空気比」に記載されるボイラーが該当します。
49		重点対策No.7～No.10のボイラーについて、電気ボイラーは該当するのか。	No.7～9の重点対策については、電気ボイラーは該当しません。 No.10「蒸気配管のバルブ等の保温」は全てのボイラーが該当します。 詳しくはハンドブックを参照してください。
50		重点対策No.12「熱源設備の効率管理」ですが、対策ハンドブックを拝見する限りでは、熱源設備のエネルギーは都市ガスなどの燃料を使用する機器となっているが、電動チラーや電動ヒートポンプのような電動の場合は除外と考えて良いのか。	冷水(ブライン含む)または温水を発生させる施設が対象となりますので、電動の設備も該当します。
51		重点対策No.14「空調機の室内温度の適正管理」のチェック項目3つ全てにチェックが入って対策実施に該当するのか。(湿度計が現状ないので)	パッケージ型空調機以外の空調機を使用している場合は、3つのチェック項目全てに該当する必要があります。
52		重点対策No.18「照明の運用管理」について、チェック項目である昼光を考慮したスイッチの項目は防虫対策上、工場内に昼光を入れることができない場合どうすればよいのか。適用除外としてよいのか。	防虫対策が必要な範囲を除外して、判断してください。その上で、全ての範囲(工場以外にも事務所も含む)でスイッチ管理が不可能でしたら、非該当としてください。
53		重点対策No.18「照明の運用管理」について、テナントビルの場合、照明の項目は除外でよいのか。	ビルオーナーが管理していないテナントの照明については非該当となりますが、オーナーが管理する箇所(共用部分等)の照明は該当します。
54		重点対策No.22「給湯設備の適正管理」について、電気ポットは該当するのか。	該当しません。No.22の対策は、中央方式で、かつ給湯温度の設定及び貯湯機能を保有する給湯設備が該当します。
55		重点対策No.27～29の自動車に係る対策は構内専用車も該当するのか。構内専用車であるため、走行距離が年間200km程度だが、走行距離が年間〇〇km以上などの規模要件はあるのか。またNo.35「エコカーの導入」で、前述の走行距離が少なく、構内専用車であってもエコカーでなければ「導入していない」となるのか。	構内のみで使用する自動車は、No.27からNo.29、及びNo.35の重点対策は該当しません。
56		重点対策No.27～No.29、No.35の自動車に関する対策は、事業者として府下に1台でも所有の場合、対策項目に該当するのか。	該当します。
57		重点対策No.30～32「省エネ機器等の導入」にて、導入していない場合は全て「非該当」でよいのか。(例)照明設備の導入やLED化など設備として(有る物)に対しては、「未導入」となるのか。	すでに実施済みの対策については、「該当」に含み、「実施済み」となります。
58		重点対策No.32「高効率機器の導入」などは、設備の更新時期に合わせて行われる。機器1,000台中、1台でも導入されれば、実施済みとなり以後は実施済みとなるのか。また導入されていない時期は該当無しとなるのか。	対策期間中に1台でも導入予定があれば、「実施予定」としてください。また、導入後は「実施済み」としてください。なお、計画期間中に更新予定の機器がなければ、「該当なし」としてください。
59		重点対策No.32「高効率機器の導入」について、大型冷蔵庫-30℃施設に対応する製造しているメーカーがない。	「環境省指定先進的高効率機器」で示される機器が対象となりますので、対象となる機器がなければ非該当としてください。詳しくはASSETウェブサイト <a href="http://www.asset.go.jp/">http://www.asset.go.jp/</a> を参照ください。
60	重点対策No.33「エネルギー管理システムの導入」は、除外項目とできるのか。	物理的に設置できない等の理由により、エネルギー管理システムの導入できる余地がない場合にのみ非該当とすることができます。	

No.	小分類	内容	回答
61	該当/非該当の考え方	重点対策No.34「太陽光発電の導入」について、若干の設置スペースであるが、そこからの発電量と設置費用を評価して不採用となった経緯がある。それでも未実施扱いとなるのか。	太陽光発電システムを導入できる余地がない場合は非該当としてください。非該当とできる要件はハンドブックを参照してください。
62		重点対策No.34「太陽光発電の導入」は、太陽光パネルを設置する場所がない、建屋強度が不足しているなどの理由で設置できない場合はどうなるのか。	太陽光発電設備を導入できる余地がない場合は、非該当としてください。非該当とできる要件はハンドブックを参照してください。
63		重点対策No.37「省エネ診断の実施」について、除外項目とできるのか。	省エネ診断は、受診できない特別な理由がない限り非該当とできません。 省エネ診断は、技術専門員が直接、対象となる事業所へ赴き、エネルギーの使用実態を把握し、省エネに対する提案・助言を行うものです。省エネ診断を受診することで、自社で取り組んできた対策内容以外の省エネ・省CO2対策についてアドバイスを受けることができますので、省エネ診断の積極的な活用をお願いします。
64		対象の規模や影響に応じて評価項目とすべきかを事業者で判断しても良いのか。	ハンドブックの判断基準や規模要件を参照して判断してください。
65		1系統のみの設備の運用は該当外と考えてよいのか。	No.8「ボイラーの効率管理」以外は、1台でも所有していれば対象となります。
66		実施不可能と判断すれば除外とするとあるが、我々の判断でよいのか。例えば、重点対策No.32「高効率機器の導入」は勿論費用が掛かるので単に除外で認められるのか。 重点対策No.15「空調機の外気導入量の適正管理」の室内二酸化炭素濃度を把握する機器についても同様。	ハンドブックの判断基準や規模要件を参照して判断してください。 No.32「高効率機器の導入」は、計画期間中に機器の導入・更新予定があり、かつ「環境省指定先進的高効率機器」の対象であれば該当します。 また、No.15の室内の二酸化炭素濃度については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定された施設であれば該当します。
67		重点対策No.13「熱源設備の冷水出口温度管理」について、設備の設置位置の関係で温度測定が困難な設備がある。当該設備は非該当としても良いのか。	本対策は温度測定の実施の有無ではなく、冷水水温度の設定値を使用状況により変更することを促すものですので、非該当とはなりません。
68		No.37「省エネ診断の実施」について、外部機関による省エネ診断を受診と記載されてるが、弊社は現在、国等に診断機関として登録されており、外部機関の省エネ診断を受診することが困難である場合は、「非該当」としてよいのか。	原則、外部機関による省エネ診断が必要となりますが、貴社が診断機関として登録され、外部機関による診断ができれば、「非該当」としてください。
追加②		実績報告書の任意による結果も公表されるのか。計画期間は現計画期間になるのか。	今年度の実績報告書の様式に新たに「対策・評価」のシートを加えています。事業者のみならず、現行計画期間内における重点対策の実施状況を把握していただくため、任意での記入をお願いしています。なお、任意のチェックですので、その結果については公表いたしません。
追加③		重点対策の実施率は、あくまで自社が保有する設備について実施可能な対策のうち、実施した重点対策の割合ということで理解してよいのか。	設備・施設を保有又は管理しておらず、実施できない対策については、非該当となります。については、自社が保有又は管理する設備・施設を踏まえ重点対策への該当/非該当を判断してください。
追加④	重点対策のNo. 27～29:自動車はリース車も含まれるのか(リース車両しか使用していない場合、適用外となるのか)。	自動車の使用に関する重点対策については、リース車両の場合も対象となります。	

No.	小分類	内容	回答
69	実施済み/実施予定の考え方	重点対策No.2「機器管理台帳の整備」について、機器台帳のボリュームは、ハンドブックに書かれている項目を全部網羅している必要があるのか。	ハンドブックに記載されている設置場所、使用、性能(容量)、取得年月等が網羅された機器管理台帳が整備されている必要があります。
70		重点対策No.2「機器管理台帳の整備」について、エネルギー消費の80%の範囲内の設備も機器台帳での管理が必要なのか。	機器台帳は、概ね8割以上をカバーできる主要設備を対象としますが、それ以外の施設を含んでいても問題ありません。
71		重点対策No.3「エネルギー使用量の把握、管理」について、当社は、省エネ法に基づき、エネルギー管理統括者A、エネルギー企画推進者B、エネルギー管理者Nを選任届出している。エネルギー使用量のフォローは前記メンバーが揃った場で、上期、下期の2回行っている。月次のフォローは推進者、管理者間で確認するという立場をとっている。(ABの在籍場所(事業所)が異なるため、Bのサイトのエネルギー使用量が99.9%以上のため。)判断基準では毎月ではないので、これでも未実施にあたるのか。	ハンドブックでは、エネルギー使用量の把握は、設備別、工程別、使用目的別等で年間使用量を把握・推計できているとされています。よって年2回エネルギー使用量をつかんでおられるのであれば、本対策は「実施済み」となります。
72		重点対策No.5「ピークカット、ピークシフト対策の実施」について、昼休み(12時～13時)の消灯は、対策に該当するのか。	ピークカット、ピークシフト対策に該当しますので、「実施済み/実施予定」となります。
73		重点対策No.10「蒸気配管のバルブ等の保温」について、何%以上など判断基準はあるのか。あるいは、100%で実施済みとなるのか。	断熱・保温が可能な全ての箇所が対象となります。
74		重点対策No.30「高効率な照明設備の導入」について、ビルは全般的にスカイビームのダウンライトが設置しており、3年程度前から毎年順次、LEDダウンライトに切替えている。100%LED化、高効率化にするにはまだ2～3年かかるが、その場合の評価は、どのように考えればよいのか。	3年間の計画期間中に100%LED化、高効率化とする方針であれば、「実施予定」となります。
75		重点対策No.32「高効率機器の導入」等、事業所(病院)が3ヶ所の場合、1ヶ所でも対策していれば実施済みとなるのか。	任意の1事業所で導入済み、もしくは導入予定があれば、「実施済み/実施予定」としてください。
76		重点対策No.33「エネルギー管理システムの導入」について、観測点数が1系統しかなく系統別使用量が把握できない場合導入済みと認められるか。全体での使用状況の把握、分析は可能である。	観測点数が1系統の場合でもシステムを導入されていれば「実施済み」としてください。
77		重点対策No.37「省エネ診断の実施」について、計画期間内での診断が必要か。計画期間以前でのコンサルでも実施済みと認められるのか。	計画期間外でも、診断結果に基づく対策を実施・計画されていれば、「実施済み」としてください。ただし、診断内容や提案された内容が現時点においても有効である必要があります。
78		重点対策No.39「ヒートアイランド対策の実施」には複数の判断基準があり、当社には複数の事業所があるが、いずれかの基準を一つ満たす事例が一例あれば実施済みなのか。	「実施済み」としてください。
79		重点対策No.39「ヒートアイランド対策の実施」について、工場立地法で定められている緑地面積をクリアしておれば実施済みと評価しても良いのか。	規模要件を定めていませんので、任意の事業所で緑化していれば「実施済み」としてください。
80		工場など多数の設備がある場合、全てのフィルター、全てのポンプ、ファンが対象となり、1台でも未実施の場合は未実施となるのか。	空調機器のフィルターの定期的な清掃は、冷暖房能力と効率の維持が可能になりますので、全ての空調機器で実施することで「実施済み」となります。また、ポンプ・ファンについてはすべての機器が対象となるのではなく、モーター出力合計がポンプが15kW以上、ファン・ブローアが11kW以上となる一の系統を構成する機器が対象となります。



No.	小分類	内容	回答
追加⑤	実施済み/実施予定の考え方	重点対策のNo.4「推進体制の整備」について、「省エネ推進委員会」という名前の委員会は設けていないが、ISO14001を取得しており、ISO14001推進委員会などがある。その中で年間の省エネ目標を設け、省エネ推進をしている場合も、推進体制が整備されているとできるのか。	判断基準である「エネルギー管理統括者、事業所における省エネ省CO2活動を推進するための体制や役割分担を示す資料、及びその活動の記録」に準ずるものが整備されていれば、「実施済み」と判断してください。
追加⑥		重点対策のNo. 37「省エネ診断の実施」については過去何年まで有効であるのか。	事業者毎に保有する機器等の耐用年数や運用状態が異なるため、有効期間を定めておりませんが、省エネ診断で診断された内容や提案された内容が現時点においても有効である必要があります。
追加⑦		重点対策のNo. 39「ヒートアイランド対策の実施について」工場立地法で定められている緑地を設置している場合であっても、ヒートアイランド対策を実施していると評価できるのか。	ヒートアイランド対策については、規模要件を定めていません。いずれかの事業所で緑化していれば「実施済み」としてください。(Q&A No.79再掲)
81	個別の重点対策の考え方	No.2「機器管理台帳の整備」について、主要設備の範囲でエネルギー消費量の概ね8割以上をカバーとあるがエネルギー使用の大半がOA機器等による場合についても個々の機器について把握する必要があるのか。	主要な設備がOA機器であれば、把握する必要がありますが、同じ型式であれば台数で把握することも可能です。
82		重点対策No.2「機器管理台帳の整備」について、複数事業所がある場合は各事業所で台帳の整備・保管更新を行っていればよいのか、それとも本社等で一括して把握等している必要があるのか。	台帳整備・保管等については、本社・事業所のどちらが実施しても差し支えありません。ただし機器管理台帳を本社で管理している場合、事業所においても共有するようにしてください。
83		重点対策No.3「エネルギー使用量の把握、管理」について、各事業所におけるエネルギー源(電気・ガス・重油等)別の使用量の把握ではだめなのか。各設備群、特に電気の使用量については照明、OA機器、空調等で別に把握するのは難しく推計となるが事業所ごとに設備量等を把握するだけでも労力が大きいと思う。	設備別・工程別等にエネルギー使用量の多い箇所を特定することを目的としていますので、設備別、工程別等による把握をお願いします。また、全ての設備ではなく、エネルギー使用量大きい設備(群)を優先的に把握するようにしてください。ただし、事業所の状況により望ましい把握方法が違ふと思いますので、判断が難しい場合はご相談ください。
84		No.3「エネルギー使用量の把握、管理」について、当社はショッピングセンターを経営しており、ボイラー、冷却塔などは「共用設備」のため設備ごとの電力量計は設置していない。従って「C評価」になってしまい、評価基準に疑問があるので再考をお願いしたい。当然、建物全体ではエネルギー使用量はきちんと把握できている。	設備別・工程別等にエネルギー使用量の多い箇所を特定することを目的としています。エネルギー使用量は必ずしも計測器で継続的に測定する必要はありません。機器台帳による設備の定格値と年間の設備稼働時間等から推計することも可能です。
85		重点対策No.4「推進体制の整備」について、確認すべき事項とその例に「推進体制が機能していることを示す資料」とあるが、具体的な目標として「数値目標」は必要であるのか。	必ずしも具体的な目標値が必要ではありません。しかしながら、省エネ省CO2活動を推進する上で、数値目標を設定することは望ましいと考えます。
87		重点対策No.13「熱源設備冷温水出口温度管理」について、対象となる規模はいくら以上なのか。	熱源設備の規模は、中央方式で空調目的に冷温水を発生させる設備が該当します。詳しくはハンドブックを参照してください。

No.	小分類	内容	回答
86	個別の重点対策の考え方	重点対策No.13「熱源設備の冷温水出口温度管理」について、工場で使用する冷却塔も含まれるのか。	冷凍機等で作られる冷水の温度設定になりますので、冷却塔は含まれません。 ただし対策の1つとして、冷却水の温度管理や冷却塔の運転管理もあると思いますので、あわせて取組むことが望ましいと考えます。
88		重点対策No.14「空調機の室内温度の適正管理」について、健康上及び製造上26℃以下にしている場合はどうなるのか。	現状の設定温度の妥当性を検証した上で、どうしても温度を上げれない(下げれない)場合は、その温度を基準温度として設定してください。
89		重点対策No.16「空調機のフィルターの定期的な清掃」について、フィルターの定期的な清掃には、空調機だけでなく製品冷却用や換気用のファンなどのフィルターも該当すると考えてよいのか。	空調機が対象となりますので、製品冷却用や換気のみを目的としたフィルターは該当しません。
90		重点対策No.16「空調機のフィルターの定期的な清掃」について、空調の保守をメンテ契約(リースの付帯)としている場合の取扱いはどうなるのか。	業者にメンテナンス契約されている場合は、まず契約内容にフィルターの清掃が含まれているか確認してください。その上で、清掃が実際に行われており、かつその実施状況を報告書等で把握していれば「実施済み」としてください。
91		重点対策No.17「温度検出器の適正管理」について、工場など局所的な温度ムラがあり全体温度の把握が困難なサイトは非該当としても良いのか。	非該当とするのではなく、測定場所の代表点を設定して温度管理を実施してください。
92		重点対策No.18「照明の運用管理」について、照明の間引きの際、常時ではなく期間(5月～8月等)を定めて行っている場合はどうカウントするのか。	5～8月の期間のみを間引きしている妥当性(他の季節に間引きすると照度が確保できない等)を検証した上で、1年中間引きすることが難しい場合は、「実施済み」としてください。
93		重点対策No.20「ファン、フロアの風量管理」で、「ファン、フロアにより構成される搬送系統」とは具体的にどのような設備であるのか。当社では工場内の各部屋を外気に比べ負圧に維持するため、給気ファンと排気ファンを運転させ負圧をコントロールしている。これらの給気ファン、排気ファンは、「ファン、フロアにより構成される搬送系統」に該当するのか。	本対策は、燃焼設備からの排気、燃焼設備への給気、熱エネルギーを搬送する空調機からの給気・排気、及び水処理用のばっ気等に使用するファン、フロアが該当します。よって、ご質問にある設備は「ファン、フロアにより構成される搬送系統」に該当します。
94		重点対策No.22「給湯設備の適正管理」について、規模は何kW以上などの規定はあるのか。	中央方式で、かつ給湯温度の設定及び貯湯機能を有する設備は全てとなります。詳しくはハンドブックを参照してください。
95		重点対策No.24～No.26のコンプレッサはどういう用途のものをさすのか。工場の生産ライン等に適用されるのか。	コンプレッサは機器そのものが対象で、用途は問いません。
96		重点対策No.30「高効率な照明設備の導入」について、80%以上とあるが、事業所ごとか、あるいは、会社全体で80%なのか。	任意の事業所において、高効率照明設備が80%以上導入、導入予定であれば「実施済み／実施予定」となります。
97		重点対策No.30「高効率な照明設備の導入」で8割以上の照明とは、既存の照明に適用されるのか。それともこれから導入される照明にも適用されるのか。また、間引きした照明の扱いはどうなるのか。	導入済み、導入予定の照明設備に適用されます。間引きは対象外とします。 《例》 ・全照明数: 1000 ・LEDに交換済み: 200 ・計画期間内に交換予定: 350 ・LEDに交換するのが難しい照明: 100 ・間引き: 250 計算式 $(200+350) / (1000 - 100 - 250) = 85\%$
98		重点対策No.30「高効率な照明設備の導入」、No.31「高効率な高輝度放電ランプ等の導入」防虫対策で水銀灯をLEDに交換できない場合はどうなるのか。	LED等の高効率照明に交換できない設備を除いてください。
99		重点対策No.32「高効率機器の導入」について、設備投資を毎年行える予算は非常にウエイトが大きくなる。	本対策は計画期間中に更新予定の機器がある場合のみに該当しますので、すぐに機器を更新する必要はありません。
100		重点対策No.33「エネルギー管理システムの導入」について、特定事業者は全て適用されるのか。	全て適用されます。任意の事業所で導入、導入予定であれば、「実施済み／実施予定」としてください。

No.	小分類	内容	回答
101	個別の重点対策の考え方	重点対策No.34「太陽光発電の導入」は、導入の判断とするための太陽光発電設備の規模要件はあるのか。	規模要件はありません。
102		重点対策No.34「太陽光発電の導入」について、建物に設置しておらず、メガソーラー事業として行っているが、それでもよいのか。	事業所内の土地に太陽光発電設備を設置されていれば、「実施済み」としてください。
103		重点対策No.35「エコカーの導入」について、弊社では社員個人の車で営業活動を行っていますが、それは「所有」に含めるのか。	事業者が所有する自動車の対象となります。よって社員個人の自動車は対象に含めません。
104		重点対策No.35「エコカーの導入」は弊社の事業用自動車(バス)が含まれるという理解でよいのか。	事業用自動車も含まれます。
105		重点対策No.36「カーボン・オフセットの実施」について、自社で基準を満たしていても購入することが推奨されるのか。	カーボン・オフセットの実施により、特定事業者の皆さんにとって自社の温室効果ガスの削減量の増加と森林の整備や中小事業者の高効率機器の導入促進などにもつながりますので、この制度の活用をお願いします。
106		重点対策No.37「省エネ診断の実施」について、なぜ外部機関で診断されないといけないのか。社内にエネルギー管理士がいて省エネ対策をきっちり実施すれば、それで十分だろうと思う。	省エネ診断は、技術専門員が直接、対象となる事業所に赴き、エネルギーの使用実態を把握し、省エネに対する提案・助言を行うものです。省エネ診断を受診することで、自社で取り組んでいる以外の対策や、日ごろ気が付かなかった省エネ・省CO2対策についてアドバイスを受けることができますので、省エネ診断の積極的な活用をお願いします。
107		重点対策No.37「省エネ診断の実施」について、対策計画書の届出時に診断受診する必要があるのか。	対策計画書の届出時に受診済みである必要はなく、計画期間中に受診すれば「実施予定」を選択してください。
108		No.38「環境配慮製品の開発・製造」について、製造に限らず、サービスが商品、研究事業とあるが、サービスなら～・商品なら～・研究事業なら～と具体的な例が欲しい。	ハンドブックに具体的な例を追加します。
109		重点対策No.38「環境配慮製品の開発・製造」では、グリーン購買は参加に該当するのか。(環境配慮製品の購入活動)	グリーン購買は該当しません。
110		重点対策No.39「ヒートアイランド対策の実施」について、詳しい説明が欲しい。	ヒートアイランド対策は様々な対策があります。詳細はハンドブックに記載していますが、以下のような対策があります。 ・ミスト噴霧 ・遮熱塗料の施工 ・屋上緑化
111		重点対策No.40「計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減」の計画期間外の具体的な期間はいつなのか。例えばH28に提出する場合は、H18～H27で評価するということか。また、複数の案件を合わせて10%超えていれば本項目にあげてよいのか。	前計画期間(3年間)における温室効果ガス排出量の削減率で判断してください。 例の場合だと、平成25～27年度の計画期間で概ね10%削減していれば、「実施済み」としてください。 なお対象事業所は、大阪府域にある事業所とします。
112	太陽光発電が重点対策となっているが太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電は対策外なのか。	太陽光発電設備のみが対象です。	
113	ハンドブックの内容	対策ハンドブックはいつ、どのような形で入手することができるのか。	大阪府ホームページからダウンロードできるようにします。
114		判断基準・事例が全てに当てはまるのか。一つでもハンドブックの中で明確にしたい。	判断基準・確認事項等は、ハンドブックに反映しています。
115	証拠書類	自己申告で実施率100%でも表彰するのか。確認が必要ではないのか。	負担軽減を目的として証拠書類は求めませんが、立入調査等により、重点対策の実施状況を把握します。

#### 4. その他

No.	小分類	内容	回答
116	その他	重点対策をどうやって提出するのか。	重点対策のチェックは、現在提出頂いている対策計画書と実績報告書に様式を追加します。⇒対策計画書と実績報告書に様式を追加しました。(H28.6.27 回答)
117		補助金、融資、税制の支援は考えているのか。	国等が実施する補助金・融資・税制の紹介等の支援を行なってまいりますので、適宜、ご相談いただきますようお願いいたします。
118		ベンチマークは考えているのか。	ベンチマーク指標の導入は考えておりません。
119		評価基準の該非の判断が難しいのですが個別の相談は受け付けてもらえるのか。	ハンドブックで、重点対策の判断基準や規模要件を記載していますが、個別の案件等については、適宜ご相談ください。
120		従来の大阪府による診断/ヒヤリングは今後も実施されるのか。	条例に基づく立入調査は、今後も継続し現場に即した助言等を行います。また、国のCO2削減ポテンシャル診断制度や省エネ診断を実施している機関を紹介するなどの支援を行ないますので、適宜、ご相談ください。
121		H28年度の「任意のチェック」とは具体的に何をすればいいのか。(評価制度の方式で提出するという意味なのか。)	平成28年度に試行的に重点対策の実施の有無を任意でチェックしていただく予定で、実績報告書に様式を追加する予定です。⇒実績報告書に様式を追加しました。(H28.6.27 回答)
122		No.2機器管理台帳の例、フォーマットが欲しい。	対策ハンドブックを参考に作成をお願いします。
123		H28年度の報告書にチェックリストを添付することは必要なのか。	平成28年度は任意でチェックしていただきますが、様式は大阪府で用意します。⇒実績報告書に様式を追加しました。(H28.6.27 回答)
124		設備投資に対する補助金制度等はないのか。	温室効果ガス削減に有効な設備導入等について、国等が実施する補助金・融資・税制面の紹介等を行なってまいりますので、適宜ご相談していただきますようお願いいたします。
追加⑧			重点対策の項目が「非該当」と判断する場合の“理由”を述べる必要はあるのか。届出の手引きにより明確になるかもしれないが。